

分科会及び起草委員会の設置について(案)

総合計画の策定において、まちづくりの各分野における施策の方向性等について、効率的かつ専門的に審議していくため、審議会の下部組織として「分科会」を設置します。

また、審議会での調査審議の結果を、市長への答申書として取りまとめるため、「起草委員会」を設置します。

1 分科会

(1) 構成

分科会は、以下の4グループとします。

分科会名	所掌する主な分野
産業振興	農林水産業、商工業、6次産業、地域ブランド、企業誘致、起業・創業、雇用 など
教育・子育て	学校教育、いじめ対策、生涯学習、人権、子育て支援、若者支援 など
都市整備・交流創出	都市整備、防災、公共交通、交通安全、交流人口、観光、シティプロモーション、文化・スポーツ など
環境・福祉	環境、市民活動、防犯、保健・医療、高齢者支援、障害者支援、生活困窮者支援 など

※市政全般に関連する「市民協働」、「行財政運営」、「少子高齢化」、「人口減少」、「高度情報化」等の課題や内容等については、専門の分科会は設けないため、各分科会における共通の問題として議論してください。

(2) 組織

- ・各分科会は、委員4～5人で組織します。
- ・審議会の正副会長は、いずれの分科会にも所属しません。
- ・分科会を構成する委員は、各委員の希望を考慮した上で決定します。
(別表のとおり)

(3) 部会長

- ・各分科会に部会長を置き、所属する委員の互選により決定します。
- ・部会長は、分科会を代表し、会務を統括します。

(4) 分科会の会議

- ・分科会の会議は、原則公開とし、議論された内容等については、その後開催される審議会で報告を行います。

2 起草委員会

(1) 組織

- ・ 起草委員会は、審議会の正副会長及び各分科会の部会長の計6人で組織します。

(2) 委員長

- ・ 起草委員会に委員長を置き、委員長には審議会会長をもって充てます。
- ・ 委員長は、起草委員会を代表し、会務を統括します。

(3) 起草委員会の会議

- ・ 起草委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となります。
- ・ 起草委員会の会議で議論された内容等については、その後開催される審議会で報告を行います。

(別表)

宇部市総合計画審議会 分科会委員名簿（案）

分科会名	所属委員
産業振興	井上委員、志賀委員、上村委員、藤井(恵)委員、三浦委員
教育・子育て	今村委員、三村委員、日高委員、五十崎委員
都市整備・交流創出	山崎委員、柳田委員、林委員、大仁田委員
環境・福祉	原委員、黒川委員、有田委員、井原委員、杉野委員

※会長・副会長は、分科会には所属しない。